

投票日は **4月5日** 午前7時から 午後8時まで

**投票日に都合の悪い人は
 期日前投票を**

投票日の当日、仕事や旅行などで投票所に行けないと見込まれる人は、投票日の前でも期日前投票をすることが出来ます。

期日前投票は、告示日の翌日から投票日の前日までの間、行うことが出来ますが、投票日直前の金曜日と土曜日は大変混み合いますので、なるべく早めにお越しください。

なお、投票日前の2日間(金曜日及び土曜日)、北部住民センター1階多目的ホールに2か所目の期日前投票所を設置します。

京都府知事選挙は、3月19日(木)告示、4月5日(日)が投票日です。当日は、市内22か所の投票所で午前7時から午後8時まで投票できます。開票は、同日午後9時から京田辺市立中央公民館で行います。

有権者の皆さんが府政に参加する機会です。私たち一人ひとりが大切な一票を投じて、私たちの代表となる人を選びましょう。

京田辺市内の投票所で投票できる人

- ①～③の要件を満たす人
 - ①平成20年4月6日以前に生まれた日本国籍の人
 - ②法令で定める欠格事由に該当しない人
 - ③令和7年12月18日(転入届出の日)以前から京田辺市内に引き続き住所があり、選挙人名簿に登録されている人

※京田辺市内で転居した人で、令和8年3月10日以降に転居の届出をした人は「前住所地」での投票となります。

京都府内で住所を移転された場合は、 投票する場所にご注意ください!!

上表①・②の要件を満たし、令和7年12月19日(転入届出の日)以降に京田辺市に転入した人

前住所地(京田辺市以外)の投票所で投票できる場合があります。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へご確認ください。

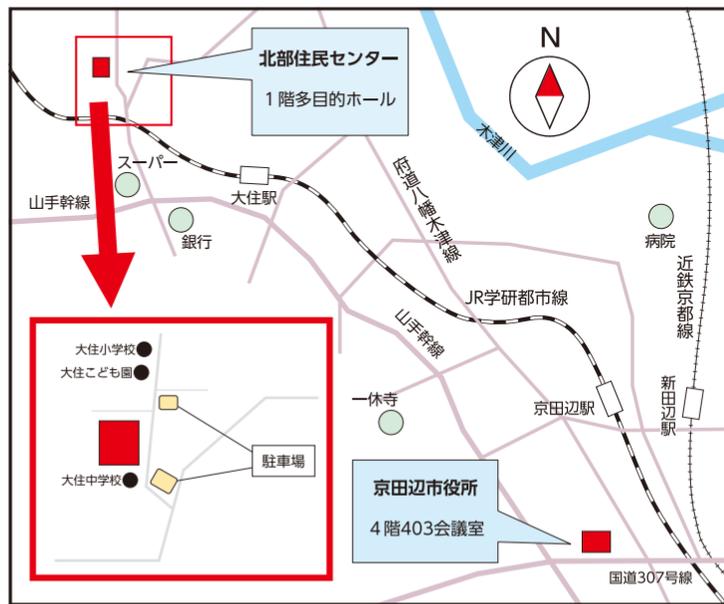
※投票の際、引き続き京都府内に居住されていることの確認を行います。なお、居住証明書(市町村の住民票担当窓口で無料で交付)を持参すると確認が省略できます。

期日前投票所	開設期間	開設時間
京田辺市役所 4階 403 会議室	3月20日(金)から 4月4日(土)まで (土・日曜日、祝日も投票できます)	午前8時30分～ 午後8時00分
北部住民センター 1階 多目的ホール	4月3日(金) 4日(土)	午前9時30分～ 午後8時00分

【持ち物】

- ◆ 投票所入場券
- ◆ 期日前投票宣誓書(投票所入場券の裏面又は市ホームページに掲載している期日前投票宣誓書にあらかじめ必要事項をご記入の上、持参していただくとスムーズに投票ができます。)

期日前投票所の位置



(公社)京田辺市シルバー人材センター
 電話 0774-64-8822

配布に関する
 お問い合わせ

選挙公報が届かない場合は、左記までお問い合わせください。

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報を各世帯へ配布します。この選挙公報は、京都府選挙管理委員会において告示日以降に作成し、本市選挙管理委員会が委託した京田辺市シルバー人材センターが順次配布します。各世帯に届くのが投票日の直前になることがあります。

なお、選挙公報は、京都府選挙管理委員会のホームページでもご覧いただけます。

選挙公報の各世帯への 配布について

京都府知事選挙



投票所一覧

投票区	投票所	地域
1	中央図書館(1階)	田辺、新田辺西住宅
2	薪公民館	薪
3	興戸公民館	興戸
4	松井公民館	松井
5	北部住民センター	西八、東林、岡村、大住ヶ丘一丁目、大住ヶ丘二丁目、大住ヶ丘三丁目、九十九園
6	健康村公民館	三野、健康村
7	草内公民館	草内、新興戸
8	飯岡公民館	飯岡、セビアの園
9	三山木小学校(体育館)	高木、二又、山本、出垣内、山崎、宮ノ口、江津
10	南山学園	南山東、南山西、同志社住宅地、つつぎの郷
11	普賢寺公民館	多々羅、普賢寺、水取
12	打田公民館	打田、高船
13	天王公民館	天王
14	河原公民館	河原、新田辺東住宅
15	府営住宅田辺団地第2集会所	府営住宅田辺団地
16	松井ヶ丘公民館	松井ヶ丘、山手東、山手中央
17	東田辺公民館	東
18	一休ヶ丘公民館	一休ヶ丘
19	健康ヶ丘公民館	大住ヶ丘四丁目、大住ヶ丘五丁目、健康ヶ丘、洛南寮
20	花住坂公民館	花住坂、市営住宅大住団地
21	山手南公民館	山手南、山手西
22	同志社山手北公民館	同志社山手、やすらぎの杜

投票所入場券をお忘れなく

投票所入場券は、投票日の当日までにお手元に届くよう、順次、郵送することとしています。全ての有権者に発送するため、手元に届くまでに数日かかることがあり、家族であっても別々に届くことがあります。

同券は、投票所の場所をお知らせしたり、投票所でスムーズな受付を行うために発行しているものです。投票の際はお持ちいただき、スムーズな受付事務にご協力をお願いします。

なお、投票所入場券は、あくまで整理券です。この券がないと投票できないというものではありません。万が一、投票所入場券が届かないとき、紛失したとき、忘れたときなどは、投票所の受付でお申し出ください。



田辺小学校6年 渡邊 水翔さん



大住小学校6年 奥山 海聖さん

京田辺市選挙管理委員会と京田辺市明るい選挙推進協議会では、公明かつ適正な選挙を推進し、有権者が主権者として

令和7年度 京田辺市明るい選挙 啓発ポスター・標語 入賞作品を紹介



田辺中学校2年 加田野 優さん



培良中学校1年 大木 里依紗さん



普賢寺小学校6年 久保 茉穂さん

【その一票 京のため 明日のため】 培良中学校3年 宮脇 琉衣さん
【動きだそう！ 批判するより まず一票】 大住中学校1年 河井 天音さん



入選

- 【わすれずに かならずいこう とうひょうび】 草内小学校1年 山本 昇吾さん
【願いを形に 君の一票が明日をつくる】 大住中学校2年 長野 彩世さん
【スマホ見てる その時間 選挙に行って 有効活用】 大住中学校2年 末次 達さん
【選挙期間家族で おでかけ投票所】 大住中学校3年 河野 瑠人さん

- 【投票は 未来を創る 君の声】 大住中学校3年 太田 幸希さん
【政治に「関心」は無くても 私たちの生活には「関連」はある】 培良中学校1年 有田 律輝さん
【あなたの一票は声を届ける大切な機会】 培良中学校1年 山本 樹里さん
【投票で描こう。笑顔あふれる未来】 培良中学校3年 奥村 航平さん

佳作

- 【十八歳以上 その一票で 未来を変えよう】 大住中学校1年 仲尾 嶺佑さん
【良く考えよう その一票が未来を導く】 培良中学校1年 大富 智弘さん
【「他人がやる」からじゃない 「自分がやる」から未来が変わる】 培良中学校1年 柊野 この実さん
【貴重なその一票で、幸せ溢れる日々を作ろう】 培良中学校2年 住吉 穂音さん
【まだなの？ みんなで行こう 選挙に】 培良中学校2年 横田 陽希さん

- 【投票で 未来を変える みんなの声】 培良中学校2年 藤井 亮輔さん
【無駄にしないで あなたの大切な一票】 培良中学校2年 石川 詩さん
【投票で みんなの想い 未来へと】 培良中学校2年 太田 陽斗さん
【選挙は未来への投資】 培良中学校3年 松崎 善さん
【仕事、遊びに行くなら選挙行こう】 培良中学校3年 榊田 虎徹さん



大きな賑わいを見せた投票所内の様子

昨年11月2日に開催された京田辺市民まつり(たなフェス)2025にて、子ども向け模擬投票と選挙啓発グッズの配布を行いました。この取組は令和4年度から始めた取組で、子どもの頃から選挙に関心を持つてもらうことを目的として、実際の選挙で使用している投票箱や記載台を設置し、より選挙を身近に感じてもらえるようにしました。

たなフェスで子ども向け 模擬投票を実施！

Table showing poll results for children's preferences: 動物園 (36票), テーマパーク (251票), 水族館 (154票), こうえん (67票), プラネタリウム (66票), やま・かわ (78票).

子ども選挙の開票結果は、左図のとおりになりました。



実際に使用した投票用紙です。子どもたちが楽しく選んでいる姿を想像しながら作成しました。

投票支援ツールの導入について

投票所での係員との意思疎通や投票の方法に不安のある人などが、投票手続きをスムーズに行えるよう、以下の用具を導入しています。ぜひご利用ください。

①選挙支援カード

選挙支援カードは、京田辺市内の投票所や期日前投票所で、代理投票やそのほかの支援が必要な方が、投票所の係員に口頭で伝えることが困難な場合などにご使用いただくためのものです。

支援を希望する人は、市ホームページに掲載している選挙支援カードを印刷して、あらかじめ必要な事項をご記入のうえで、京田辺市内の投票所(期日前投票所を含む)の係員に渡してください。

②コミュニケーションボード

投票所で想定されるお困りごとや手伝ってほしいことなどを文字等で表したものです。対応してほしい内容を指すことで、投票所の係員に自分の意思を伝えることができます。各投票所に設置していますので、お気軽にご利用ください。

③投票用紙記入補助具

投票用紙を投票用紙記入補助具に入れて、手で触れば指先で記入場所がわかり、見えない・見えにくい方が安心して枠の中に候補者名等を書くことができます。各投票所で使用できますので、係員にお伝えください。



滞在地や病院などで不在者投票ができます

滞在地で行う不在者投票

単身赴任や長期の出張などで京田辺市以外の市区町村に滞在しているため、投票日の投票や選挙期間中の期日前投票を行うことができない人は、滞在地の選挙管理委員会で投票することができます。

選挙人から本市選挙管理委員会へ不在者投票宣誓書兼請求書(本市ホームページからダウンロードできます。)を郵送又は窓口を持参。なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、不在者投票の投票用紙等のオンライン請求が可能です。(詳しくは、市ホームページをご覧ください。)

1

本市選挙管理委員会から請求された人(選挙人)に不在者投票に必要な書類(投票用紙、不在者投票用封筒、不在者投票証明書など)を郵送

2

②により投票用紙などの交付を受けた選挙人は、これらの書類を持参の上、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票を実施(不在者投票証明書の封筒は開封せず、また、投票用紙に何も記載せず、滞在地の選挙管理委員会に持参してください。)

3

不在者投票の実施後、滞在地の選挙管理委員会から本市選挙管理委員会へ不在者投票が行われた投票用紙が郵送されます。

それぞれの手続は、原則として郵送での手続となります。投票日の午後8時までに、京田辺市の所定の投票箱に不在者投票された投票用紙を入れないと、投票が無効になります。郵送には時間がかかりますので、余裕をもって手続をしてください。

病院・老人ホームなどの施設で行う不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム・身体障害者支援施設などに入院(所)している人も、一定の要件を満たせば、施設内で投票ができます。希望される人は、入院(所)している施設の職員に申し出てください。

重度の障がいのある人は郵便等投票制度を

身体に一定の重度の障がいのある人には、郵便などにより投票することのできる、郵便等投票制度があります。制度の利用を希望される人は、事前に郵便等投票証明書を申請していただく必要があります。

(1) 郵便等投票制度を利用できる人

介護保険被保険者証	障がいの種類			障がいの程度等 要介護5
	身体障害者手帳	直腸・小腸の障がい	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・免疫・肝臓の障がい	
	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級又は2級	1級又は2級	1級又は2級
	1級又は3級	1級又は3級	1級又は3級	1級又は3級

郵便等投票制度を利用できる人で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が1級と記載されている人は、代理記載制度を利用できます。

(2) 提出書類

- ① 郵便等投票証明書交付申請書
- ② 身体障害者手帳又は介護保険被保険者証の写し

(3) 申請方法

申請は選挙管理委員会事務局の窓口又は郵送で行うことができます。また、本人に代わってご家族の方などが申請手続きを行うこともできます。

本制度を初めて利用される場合の投票までの流れ

- ① 申請者から選挙管理委員会へ郵便等投票証明書の交付を申請
- ② 選挙管理委員会から申請者へ同証明書を交付
- ③ 申請者から選挙管理委員会へ投票用紙などを請求
- ④ 選挙管理委員会から申請者へ投票用紙などを送付(郵送に限る。)
- ⑤ 申請者は投票を実施し、選挙管理委員会へ投票用紙などを送付(郵送に限る。)

京都府知事選挙における投票用紙の請求期限は、4月1日(水)までです。

また、投票日(4月5日(日))の午後8時までに所定の投票箱に投票用紙を入れないと、投票が無効になります。それぞれの手続には一定の時間が必要となりますので、本制度を利用される場合は、お早めに申請してください。

詳しくは、選挙管理委員会(総務室内、電話64-1337)にお問い合わせください。

字を書くことが困難な場合は代理投票制度を

代理投票とは、投票所において、けが・病気・障がいなどにより投票用紙に文字を書くことが難しい人に代わって、投票所の係員が候補者などの名前を書くことができる制度です。

代理投票を利用する際は、投票所の係員に「代理投票希望」とお申し出ください。代理投票補助者(係員)2人がそばについて、投票用紙の記入のお手伝いをします。

選挙の公正を確保するため、付添人は原則、投票記載台まで付き添うことができません。

各投票所位置図 (第1区から第22区までの投票所)

<p>第1区投票所 中央図書館</p> <p>投票所は1階です。</p>	<p>第2区投票所 新公民館</p>	<p>第3区投票所 興戸公民館</p>	<p>第4区投票所 松井公民館</p>
<p>第5区投票所 北部住民センター</p>	<p>第6区投票所 健康村公民館</p>	<p>第7区投票所 草内公民館</p>	<p>第8区投票所 飯岡公民館</p>
<p>第9区投票所 三山木小学校</p> <p>投票所は体育館です。</p>	<p>第10区投票所 南山学園</p>	<p>第11区投票所 普賢寺公民館</p>	<p>第12区投票所 打田公民館</p>
<p>第13区投票所 天王公民館</p>	<p>第14区投票所 河原公民館</p> <p>※臨時駐車場をご利用ください。</p>	<p>第15区投票所 府宮住宅田辺団地第2集会所</p>	<p>第16区投票所 松井ヶ丘公民館</p>
<p>第17区投票所 東田辺公民館</p>	<p>第18区投票所 一休ヶ丘公民館</p>	<p>第19区投票所 健康ヶ丘公民館</p>	<p>第20区投票所 花住坂公民館</p>
<p>第21区投票所 山手南公民館</p>	<p>第22区投票所 同志社山手北公民館</p>	<p>※各投票所の駐車場台数には限りがありますので、ご了承ください。 ※投票所の位置図は、次の二次元コードからもご確認いただけます。</p>	